

○姫路市行財政改革市民会議規則

平成26年3月26日

規則第7号

改正 平成27年6月25日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）の組織、運営その他市民会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 市民会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 本市の市政について優れた識見を有すると市長が認める者

(顧問)

第3条 市長は、行財政改革に関する特に重要な課題について市民会議に対する助言を求め、市民会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 顧問の任期は、2年とする。

3 委員及び顧問は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 市民会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

い。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 市民会議の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、市民会議の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 市民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、市民会議から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第9条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を市民会議に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、会長の同意を得て定める。

(庶務)

第10条 市民会議の庶務は、総務局において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が、市民会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年6月25日規則第69号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。